

令和8年度 大野町放課後クラブの利用について

※はじめにお読みください



大野町 教育委員会 学校教育課
0585-34-1111（代表）

◆放課後クラブとは

大野町では、学校下校後および長期休暇中に保護者が労働等により昼間家庭に居ない小学生児童を対象に、生活と遊び場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として放課後クラブを民間事業者に委託し、開設・運営しています。

◆放課後クラブ一覧

クラブ名	開設場所	電話番号	定員
大野放課後クラブ	大野小学校体育館2階	32-5021	60名
北放課後クラブ	北小学校校舎内1階	32-5022	35名
西放課後クラブ	西小学校校舎内1階	32-5023	35名
中放課後クラブ	中小学校校舎内1階	32-5024	50名
南放課後クラブ	南小学校絆館	32-5025	45名
東放課後クラブ	東小学校校舎内1階	32-5026	60名

◆対象になる児童

町内在学の小学校1年生から6年生の児童で次に該当する場合

- ① 保護者等が昼間（概ね15時30分以降まで勤務）に居宅外において毎月15日以上勤務している場合
- ② 保護者等が疾病にかかり若しくは負傷し、身体に障がいを持っている場合
- ③ 保護者等が長期にわたり同居の親族を常時介護している場合



◆申請に必要な書類

必要書類は、町のホームページからダウンロードすることができます。また、学校教育課窓口及び各放課後クラブでも配布しています。

申込みに必要な書類 ※児童1名につき1部必要です。	
□放課後クラブ入所申請書 ※電子申請でフォームに入力される場合は不要	
下記の書類は窓口申請、電子申請の両方で必要となります。	
保護者等が勤務の場合	□放課後クラブの児童育成に欠ける事由証明（雇用・パート） （※就労している保護者全員この書類が必要）
保護者に病気や障がいのある場合	□診断書（任意様式）又は身体障害者手帳の写し ※診断書は医療機関から発行された診断書の写し
介護にあたっている場合	□介護認定通知書、身体障害者手帳等又は診断書の写し
令和7年1月1日時点で大野町に住所を有していない場合	□令和7年度の所得課税証明書

※ その他の事情により、入所の申請をご希望される方につきましては、学校教育課にご相談ください。必要に応じて証明書の提出をご依頼させていただく場合がございます。

◆申請書の受付

【受付期間】

〈令和8年4月からの利用〉 令和8年1月5日～令和8年1月30日
 〈夏休みのみの利用〉 令和8年5月1日～令和8年5月29日
 〈年度途中入所〉 随時（審査のため入所決定までに1週間半～2週間ほどかかります）

※受付時間は午前8時30分～午後4時30分（土・日・祝日を除く）

※書類の記入漏れや不備がある場合は受理できません。「4月からの利用申請」や「夏休みのみの利用申請」の受付期間中は、定員に達しても書類不備等ない限り全員書類を受理し、その後入所の判定をします。

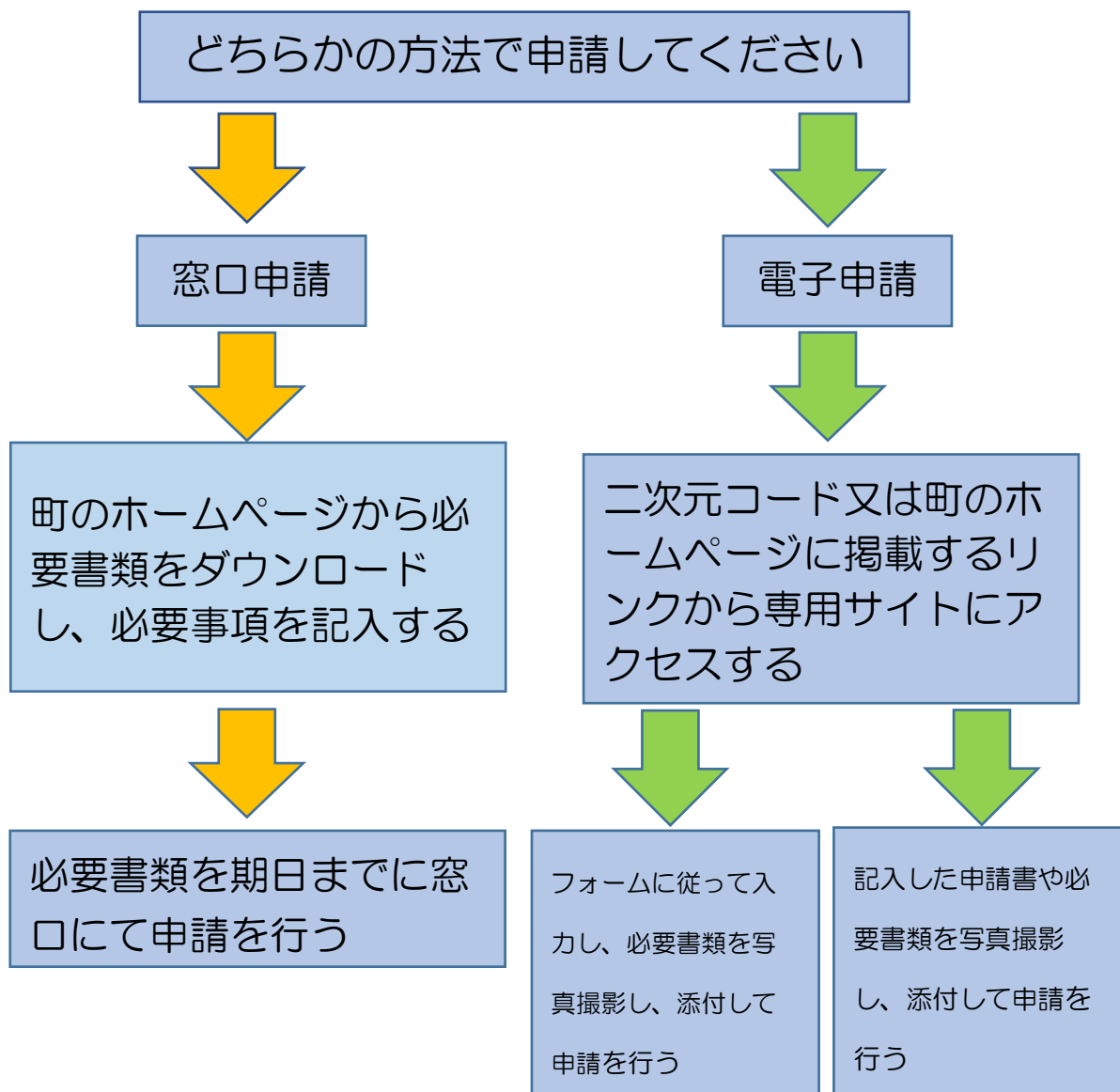
※定員を超えている場合は、審査の結果、入所待ちになる場合があります。

※入所申請は毎年度必要です。（自動更新なし）

※定員以上の申込みがあった場合には、児童の年齢、保護者の就労時間・就

労状況、ひとり親家庭、兄弟・家庭状況等を勘案し、必要性の高い方から利用決定をします

※必要な書類が提出されない場合は、審査に際して不利になることがあります。



◎電子申請される方は以下の二次元コードと URL をご利用ください。

<https://logoform.jp/form/ciUr/1250805>



◆開所日、開所時間

開所時間	
平日	下校後～18時30分まで
長期休暇（春休み・夏休み・冬休み）	7時45分～18時30分まで
土曜日	7時45分～18時30分まで

※授業参観等の振り替え休日は、長期休暇同様に開所します。事前に利用希望を聞き取り、開所の有無を決定します。

※土曜日については、別途申し込みが必要です。詳しくは「◆土曜日の放課後クラブ開所について」をご参照ください。

※児童の安全の為、保護者の方でお迎えをお願いします。また、長期休暇時や土曜日は、保護者の方で送迎をお願いします。（保護者以外の方が送迎される場合は、別添「放課後クラブ利用における送迎者届」を事前に放課後クラブに提出して下さい。）

※開所時間前に児童を放課後クラブ前に置いて帰ることは決してしないで下さい。

※お迎えの際には、必ず教室までお子さんを迎えにいらいただき、指導員に一声おかけ下さい

◆土曜日の放課後クラブ開所について

当該土曜日に希望者が5人以上いた場合、南放課後クラブにて土曜日の放課後クラブを開所しています。

【申込方法】

利用されたい月の前々月末までに「土曜日放課後クラブ利用申出書」を記入し、各放課後クラブへ提出してください。

利用希望月	申請期限
令和8年4月の土曜日利用希望	令和8年2月末までに提出
令和8年5月の土曜日利用希望	令和8年3月末までに提出
令和8年6月の土曜日利用希望	令和8年4月末までに提出
令和8年7月の土曜日利用希望	令和8年5月末までに提出
令和8年8月の土曜日利用希望	令和8年6月末までに提出
令和8年9月の土曜日利用希望	令和8年7月末までに提出
令和8年10月の土曜日利用希望	令和8年8月末までに提出
令和8年11月の土曜日利用希望	令和8年9月末までに提出

令和8年12月の土曜日利用希望	令和8年10月末までに提出
令和9年1月の土曜日利用希望	令和8年11月末までに提出
令和9年2月の土曜日利用希望	令和8年12月末までに提出
令和9年3月の土曜日利用希望	令和9年1月末までに提出

※土曜日利用の申出は、大野町放課後クラブの入所決定を受けた方で

- ①保護者等が土曜日就労されている場合
 - ②保護者等が疾病にかかり若しくは負傷し、身体に障がいを持っている場合
 - ③保護者等が長期にわたり同居の親族を常時介護している場合
- が条件となります。

※申出が5人に満たない場合は開所できません。開所の有無については、前月の
上旬頃に連絡します。

◆休所日

- ・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月28日～1月4日）、
- ・その他町長が定める日・警報発表などによる臨時休所

◆欠席の連絡について

放課後クラブを欠席される場合は、各クラブの定められた方法でご連絡ください。無断欠席のないように必ず連絡して下さい。

また、学校を早退し、放課後クラブを利用されない日も必ず欠席連絡をして下さい。

◆保育料

階層区分		利用料（※3）			
		8月を除く月	8月（※4）	夏休み期間のみの利用	土曜日
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円
B階層	前年度分の町民税非課税世帯	月額 3,000円 (※1)	月額 5,000円 (※1)	7,000円 (※1)	月額1,000円 (※2)
C階層	前年度分の町民税課税世帯	月額 6,000円 (※1)	月額10,000円 (※1)	14,000円 (※1)	月額2,000円 (※2)

※1：土曜日料金は除きます。

※2：土曜日は希望者が5人以上の場合、南放課後クラブにて開所をします。

※3：同一世帯で2人以上利用の場合は2人目以降の利用料が上記の金額より半額となります。

※4：通常利用の児童で夏休み期間のみ利用しない場合、夏休み明けから8月31日までの学校就業日の8月利用は、9月分の保育料に含まれます。

保育料については、各クラブの指導員より保護者の方に、月初めに納付書をお渡します。（日割り料金はありません。）

毎月末日までに（但し、末日が土、日曜日の場合は翌日又は翌々日。）役場の1階会計窓口、指定の金融機関、またはコンビニにてお支払い下さい。

※納付書の袋は、必ず放課後クラブに返却ください。また、お支払いが済んだから返却ください。

◆退所の手続き

年度途中で退所される場合は、月末の10日前までに学校教育課まで退所届を提出して下さい。「退所届」の提出がない場合は、いかなる理由でも1日付けで保育料が発生しますのでご注意ください。

◆保険について

万一の事故やケガに備え、傷害保険に加入しますが、安全に怪我のないように利用をお願いします。掛金については、町が負担します。

◆注意事項

（1）体調不良等の対応について

- ・原則として、体調が悪い児童はお預かりできません。（体温37.5度以上等）
- ・放課後クラブ利用中に児童の体調が優れなくなった場合、放課後クラブから保護者に連絡をします。そのため、必ず放課後クラブからの連絡が取れるようにしてください。

（2）災害時、感染症等について

- ・台風等の災害時やインフルエンザ等の感染症による学級・学年・学校閉鎖時の対応は、放課後クラブの運営・開所も小学校に準じます。よって、災害や感染症の流行などにより、休所や利用を控えていただく場合があります。警報発表時の対応については8～9ページをご覧ください。

入所後、以下に該当する場合は退所していただく場合があります。

- ・ 保育料を滞納した場合
- ・ 申請書類等に偽りがあった場合
- ・ 家庭状況の変化により、「対象となる児童」に該当しなくなった場合
- ・ 児童が、「集団生活が難しい」「ルールや約束が守れない」「指導員の指示に何度も従わない」「ほかの児童に危害をくわえる」など放課後クラブの運営に支障を及ぼす場合

◆ 警報等が発表された時の対応方法

※警報とは、大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪をいいます。

大野町または西濃地方、県下全域に警報が発表された場合の運営方法については次のとおりとしますので、ご確認ください。

1. 小学校就学日の場合 ※警報が解除されるまで家庭で待機してください。

解除の時刻	放課後クラブの取り扱い
午前6時より前に解除された場合	通常通り放課後クラブを開所とします。
午前6時～午前7時までに解除された場合	通常通り放課後クラブを開所とします。
午前7時時点で警報が発表されている場合	休所とします。

※天候悪化時の対応は学校に準じます。このため、警報が発表されていなくても学校が保護者の皆様へ緊急下校、引渡し下校の連絡をした場合、放課後クラブも休所となります。その場合、お子様はお迎えがあるまで学校待機となります。

※感染症の発症により、授業打ち切り下校が行われる場合、打ち切りになった学級のお子様については、放課後クラブでお預かりできませんのでご了承ください。

2. 夏休み等長期休暇期間の場合 ※警報が解除されるまで家庭で待機してください。

解除の時刻	放課後クラブの取り扱い
午前6時より前に解除された場合	通常通り放課後クラブを開所とします。
午前6時～午前7時までに解除された場合	解除後1時間を経ってから開所とします。
午前7時時点で警報が発表されている場合	休所とします。

※午前6時45分の段階で警報が発表されている場合、午前7時45分の開所はしません。

※解除後、約1時間を経たからの開所は、安全確認や指導員の体制を整えるためです。

※開所前に見えても受入出来ませんのでご了承ください。

※警報解除後においても、道路、家屋・樹木の倒壊等、危険を伴う恐れがある場合は、通所させないでください。また、町内で被害が発生している場合には、休所とする場合があります。

※台風接近中は、天気予報による状況を確認し、前日から運営方法を調整する場合があります。ご了承ください。

3. 開所中に警報が発表された場合

放課後クラブから保護者へ引き渡しとなります。

4. 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合

※熱中症特別警戒アラートは危険が予想される前日の14時に発表されます。

発表の時刻	放課後クラブの取り扱い
前日 14 時に発表	翌日の放課後クラブは休所とします。